

京都市交通局管理規程 2-1-1 (京都市交通局部長会に関する規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 2 条第 1 項中「次長」の右に「, 理事」を加える。

附 則

この改正規程は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)